

小清水町さかさまバンク制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小清水町内にある空家の利用希望者の情報を公開・提供することにより、利用可能な空家の流通を促し、移住・定住の促進、美しい景観の創出により活力のある地域づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 町内にある利用していない又は近く利用しなくなる予定の建物をいう。
- (2) 所有者等 空家に係る所有権その他の権原により当該空家の売却又は賃貸等を行うことのできる者及び当該手続きを行うことができないと思料される場合において、その者に代わって手続きを行う者をいう。
- (3) 利用希望者 本町への定住等を目的に空家の購入若しくは賃借を希望する者をいう。
- (4) さかさまバンク 利用希望者から申込みを受けた情報を登録し、これを必要と認める範囲内で公開し、提供する仕組みをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、さかさまバンク制度以外による空家の取引を妨げるものではない。

(さかさまバンクへの登録の申込み等)

第4条 さかさまバンクに登録しようとする利用希望者は、さかさまバンク登録申込書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該空家の情報等をさかさまバンク台帳に登録するものとする。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、公開を希望する登録事項を町のホームページ等において公開するものとする。

(登録事項の変更)

第5条 さかさまバンク登録者は、当該登録の内容に変更があったときは、速やかにさかさまバンク登録変更届出書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(登録の取消)

第6条 町長は、次の各号に掲げる事項に該当するときは、当該さかさまバンク登録を取消することができる。

- (1) さかさまバンク登録者から取消の申出があったとき。
- (2) さかさまバンク登録後、町のホームページに掲載された日から起算して1年を経過したとき。

(3) 登録事項に錯誤があると認めるとき。

(4) その他、町長が適当でないと認めるとき。

2 町長は、第1項の規定により登録を取消したときは、書面又は口頭により当該登録者に通知するものとする。ただし、第1項第1号による取消しの場合は、町のホームページによる当該登録者の掲載を削除することにより通知されたものとみなす。

3 第1項第2号の規定による期間を経過していない場合で、登録者から掲載延長の申出があった場合は1年延長することができることとし、当該延長後の再延長も同様とする。

4 第2項の規定により取消しの通知を受けた者については、改めて第4条第1項の規定による申込みをすることにより、再度登録することができるものとする。

(さかさまバンク利用の申込み等)

第7条 売却又は賃貸等を希望する所有者等は、さかさまバンク所有者登録申込書(別記様式第2号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込者及び当該申込者が提供を希望するさかさまバンク登録者の登録事項を必要な範囲内で相互に提供するものとする。

3 さかさまバンク登録者は、空家に関する売買又は賃貸借契約が締結されたとき、当該契約書の写しを提出することにより町長に報告しなければならない。

(空家バンク登録者の申込の特例)

第8条 小清水町空家バンク制度実施要綱第4条第2項の規定により空家バンク台帳に登録された空家所有者は前条第1項の規定による申込みがあったものとみなす。

(登録者と利用希望者との交渉等)

第9条 町長は、利用希望者と所有者等との空家に関する売買、賃貸借の交渉及び契約等については、直接これに関与しないものとする。

2 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(秘密の保持)

第10条 この要綱に基づく業務に従事している者又は従事していた者は、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。